



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
2月27日
第694号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) 1
- ※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則(建築課) 2
- ※滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(循環社会推進課) 6

○ 告 示

- ※多雪区域および垂直積雪量の指定の廃止(建築課) 7
- 令和8年度陸・海・空士(任期制自衛官)の募集(市町振興課) 7
- 令和8年度一般曹候補生の募集(市町振興課) 7
- 医療機関等物価高騰対策支援金の支出事務の委託(医療政策課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) 8
- 道路区域の変更(道路保全課) 8
- 道路の供用開始(道路保全課) 9
- 都市計画の変更(都市計画課) 9

○ 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 9
- 所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告(農政課) 11
- 農業振興地域区域変更公告(農政課) 13
- 公共測量実施公告(用地事業支援課) 14
- 公共測量終了公告(用地事業支援課) 14
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課) 15
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課) 15
- 一般競争入札の公告(警察本部会計課) 16

○ 健康福祉事務所告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖北) 18

○ 労働委員会告示

- 滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等 18

規 則

滋賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第4号

滋賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県クリーニング業法施行細則(昭和32年滋賀県規則第42号)の一部を次のように改正する。

「申請者 住 所.....

別記様式第4号中 氏 名.....を

年 月 日生」

第10条の次に次の1条を加える。

(多雪区域等)

第10条の2 政令第86条第2項ただし書の規定により、同条第3項に規定する垂直積雪量が1メートル以上の区域を多雪区域とする。

2 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上としなければならない。

3 政令第86条第3項の規則で定める数値は、別表の左欄に掲げる市町および同表の中欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。

第25条第15号および第16号を次のように改める。

(15)および(16) 削除

付則の次に次の別表を加える。

別表(第10条の2関係)

市町	区域		垂直積雪量	
栗東市	全域		30センチメートル以上	
甲賀市	1 平成16年9月30日現在における水口町、甲賀町、甲南町、信楽町の区域		30センチメートル以上	
	2 平成16年9月30日現在における土山町の区域	(1) 標高320m以下の区域	30センチメートル以上	
		(2) 標高320mを超え、標高650m以下の区域	50センチメートル以上	
		(3) 標高650mを超える区域	75センチメートル以上	
野洲市	全域		30センチメートル以上	
湖南市	全域		30センチメートル以上	
高島市	1 平成16年12月31日現在におけるマキノ町の区域	(1) 海津一区、海津二区、海津三区、西浜、高木浜一丁目、高木浜二丁目、下開田、知内、寺久保、蛭口、沢、森西、新保、中庄、大沼の区域	150センチメートル以上	
		(2) (1)以外の区域	ア 標高400m以下の区域	175センチメートル以上
			イ 標高400mを超え、600m以下の区域	200センチメートル以上
			ウ 標高600mを超える区域	250センチメートル以上
	2 平成16年12月31日現在における今津町の区域	(1) (2)以外の区域	ア 標高100m以下の区域	125センチメートル以上
			イ 標高100mを超える区域	150センチメートル以上
		(2) 角川、天増川、狭山、杉山、保坂、中谷、椋川の区域	ア 標高300m以下の区域	175センチメートル以上
			イ 標高300mを超え、600m以下の区域	200センチメートル以上
			ウ 標高600mを超える区域	250センチメートル以上
	3 平成16年12月31日現在における朽木村の区域	(1) (2)および(3)以外の区域	ア 標高350m以下の区域	150センチメートル以上
			イ 標高350mを超える区域	175センチメートル以上
		(2) 麻生、地子原、雲洞谷、小川、平良の区域	ア 標高500m以下の区域	200センチメートル以上
			イ 標高500mを超える区域	250センチメートル以上
		(3) 能家、中牧、小入谷、生杉、古屋、桑原の区域	ア 標高500m以下の区域	250センチメートル以上
			イ 標高500mを超える区域	300センチメートル以上
4 平成16年12月31日現在における安曇川町の区域	(1) (2)、(3)、(4)および(5)以外の区域		75センチメートル以上	
	(2) 田中の区域	ア 標高150m以下の区域	75センチメートル以上	

			イ 標高150mを超える区域	100センチメートル以上
		(3) 南古賀、下古賀の区域		100センチメートル以上
		(4) 中野の区域	ア 標高150m以下の区域	100センチメートル以上
			イ 標高150mを超える区域	125センチメートル以上
		(5) 上古賀、長尾の区域	ア 標高150m以下の区域	125センチメートル以上
			イ 標高150mを超える区域	150センチメートル以上
5 平成16年12月31日 現在における高島町の区域		(1) (2)および(3)以外の区域		75センチメートル以上
		(2) 武曾横山の区域	ア 標高200m以下の区域	75センチメートル以上
			イ 標高200mを超える区域	100センチメートル以上
		(3) 高島、鹿ヶ瀬、黒谷、畑の区域	ア 標高350m以下の区域	100センチメートル以上
			イ 標高350mを超え、600m以下の区域	125センチメートル以上
			ウ 標高600mを超える区域	150センチメートル以上
6 平成16年12月31日 現在における新旭町の区域		(1) (2)および(3)以外の区域		75センチメートル以上
		(2) 熊野本、安井川の区域	ア 標高100m以下の区域	75センチメートル以上
			イ 標高100mを超える区域	100センチメートル以上
		(3) 饗庭の区域	ア 標高100m以下の区域	100センチメートル以上
			イ 標高100mを超え、150m以下の区域	125センチメートル以上
			ウ 標高150mを超える区域	150センチメートル以上
米原市	1 平成17年2月13日 現在における山東町の区域	全域		125センチメートル以上
	2 平成17年2月13日 現在における伊吹町の区域	(1) (2)、(3)および(4)以外の区域		125センチメートル以上
		(2) 大久保、小泉、大平寺、伊吹、上野、弥高、大清水、上平寺、藤川の区域	ア 標高600m以下の区域	150センチメートル以上
			イ 標高600mを超える区域	175センチメートル以上
		(3) 吉槻、甲賀、下板並、上板並の区域	ア 標高600m以下の区域	175センチメートル以上
			イ 標高600mを超える区域	200センチメートル以上
		(4) 曲谷、甲津原の区域	ア 標高600m以下の区域	200センチメートル以上
			イ 標高600mを超える区域	250センチメートル以上

	3 平成17年2月13日 現在における米原町の区域	(1) (2)および(3)以外の区域	75センチメートル以上
		(2) 河南、樋口、三吉、西坂、番場の区域	100センチメートル以上
		(3) 一色、醒井、枝折、下丹生、上丹生、樽ヶ畑の区域	125センチメートル以上
	4 平成17年9月30日 現在における近江町の区域	(1) (2)以外の区域	75センチメートル以上
		(2) 日光寺、能登瀬、多和田の区域	100センチメートル以上
日野町	1 増田、豊田、中山、三十坪、内池、猫田、別所、迫、十禅師、清田、深山口、下駒月、上駒月の区域		30センチメートル以上
	2 1以外の区域	(1) 標高650m以下の区域	50センチメートル以上
		(2) 標高650mを超える区域	75センチメートル以上
竜王町	全域		30センチメートル以上
愛荘町	1 愛知川、東円堂の区域		50センチメートル以上
	2 1以外の区域	(1) 標高500m以下の区域	75センチメートル以上
		(2) 標高500mを超える区域	100センチメートル以上
豊郷町	全域		75センチメートル以上
甲良町	全域		75センチメートル以上
多賀町	1 2、3、4および5以外の区域		75センチメートル以上
	2 四手の区域	(1) 標高200m以下の区域	75センチメートル以上
		(2) 標高200mを超える区域	100センチメートル以上
	3 後谷、水谷、一円、栗栖、八重練、霜ヶ原、小原、一ノ瀬、仏ヶ後の区域		100センチメートル以上
	4 屏風、甲頭倉、桃原、向之倉、南後谷、杉、霊仙、河内、佐目、大杉、樋田、萱原の区域	(1) 標高550m以下の区域	125センチメートル以上
		(2) 標高550mを超える区域	150センチメートル以上
	5 保月、五僧、君ヶ畑の区域	(1) 標高650m以下の区域	150センチメートル以上
(2) 標高650mを超える区域		175センチメートル以上	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第6号

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年滋賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第11号中「収入証紙貼付欄」を「手数料欄」に改める。

付 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号および別記様式第11号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第77号

平成12年滋賀県告示第433号(多雪区域および垂直積雪量の指定)は、令和8年3月31日限り廃止する。
令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第78号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和8年度陸・海・空士(任期制自衛官)の募集について、次のとおり告示する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和8年度採用2等陸・海・空士(任期制自衛官)(男子・女子)
- 2 募集期間 令和8年3月1日(日)から令和8年5月14日(木)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 令和8年5月26日(火)および27日(水)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和8年5月29日(金)および30日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 受験者計画
 - (2) 口述試験および身体検査 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)および自衛隊大津駐屯地医務室(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第79号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和8年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和8年度採用一般曹候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和8年3月1日(日)から令和8年5月7日(木)まで
- 3 試験期日
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適正検査)(Web試験方式) 令和8年5月18日(月)および19日(火)のうち指定する1日
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 令和8年6月19日(金)および20日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適正検査)(Web試験方式) 受験者計画
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)および自衛隊大津駐屯地医務室(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、医療機関等物価高騰対策支援金(医療機関等および薬局)の支出事務を次のとおり委託した。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 有限会社ウエスト
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 近江八幡市鷹飼町南一丁目3-11
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 医療機関等物価高騰対策支援金(医療機関等および薬局)

- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年2月6日
 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年2月6日

滋賀県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
デイセンター・ひこばえ	草津市木川町1607番地	特定非営利活動法人リバーティウィメンズハウス・おりーぶ	大津市真野二丁目27番4号	自立訓練(生活訓練)	2510601160	令和8.1.31
リステーション彦根	彦根市元町1番62号	株式会社TrueSelf	彦根市元町1番62号	就労継続支援B型	2510200948	令和8.2.15

滋賀県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年2月27日から令和8年3月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	比叡山線	大津市坂本七丁目字天神2314番5地先から	変更後	最小18.0m 最大21.6m	470.6m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		大津市下阪本六丁目字貝込2945番2地先まで	変更前	最小8.0m 最大21.6m	470.6m	
	栗東信楽線	栗東市御園字堂ノ前806番1地先から	変更後	最小14.6m 最大26.5m	23.1m	道路改良工事(交差点改良)に伴う道路区域の変更
		栗東市御園字堂ノ前806番1地先まで	変更前	最小14.6m 最大21.3m	23.1m	

北船木勝野線	高島市安曇川町下小川字鮎本 2280番3地先から	変更後	最小 18.1m } 最大 33.1m	31.6m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
	高島市安曇川町下小川字鮎本 2277番1地先まで	変更前	最小 13.8m } 最大 32.1m	31.6m	
小荒路牧野沢線	高島市マキノ町牧野字北脇 234番10地先から	変更後	最小 11.9m } 最大 13.5m	260.2m	道路改良工事 (歩道設置) に伴う道路区 域の変更
	高島市マキノ町牧野字村内 283番地先まで	変更前	最小 7.8m } 最大 12.4m	260.2m	

滋賀県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月27日から令和8年3月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
栗東信楽線	栗東市御園字堂ノ前806番1地先から 栗東市御園字堂ノ前806番1地先まで	令和8.2.27 9時	L=15.3m

滋賀県告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画区域区分を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 大津市の一部、草津市、守山市、栗東市、野洲市および湖南市
- 3 図書の縦覧場所
 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1
 滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75
 滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規

定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグユタカ彦根松原店 彦根市松原町1866-1ほか

2 意見の概要 彦根市からの意見

- (1) 排水計画について協議すること。
- (2) 法定外公共物および市管理道路について、占用および形状変更が伴う箇所は別途申請すること。
- (3) 彦中高層第1303号 駐車場台数協議中。
- (4) 駐輪スペースについては適切に確保・管理し、駐輪場利用者に盗難防止のための施錠の徹底を促すとともに、周辺地区に自転車等が放置されることのないよう努めること。
- (5) 当施設から発生する事業系廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条第1項の規定に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
- (6) 彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱(平成26年彦根市告示第92号)第2条第3号に基づき、彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届および彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書を次の期限までに生活環境課に提出すること。彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届については、選任(もしくは変更)の日より14日以内。彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書については、毎年4月末日まで。
- (7) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始の30日前までに生活環境課に届け出ること。
- (8) 事業の実施に伴う騒音が発生しないように防止対策を講じること。
- (9) 近隣住民から騒音の苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。
- (10) 立地適正化計画の届出が未提出である。
- (11) 当該計画地は、彦根市景観計画に基づく旧松原内湖景観形成地域(城北まちなか地区)に位置している。本件の建築計画は、事前協議の対象行為であることのほか、景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出対象行為となることから、良好な景観形成が図れるよう景観形成基準を遵守のうえ、行為着手までに市の適合通知を受けること。
- (12) 当該計画地は、彦根市屋外広告物条例(平成27年彦根市条例第6号)に規定する第3種地域に位置している。屋外広告物を設置または表示する場合は、申請対象行為となることから、許可基準を遵守のうえ、行為着手までに市の許可を受けること。
- (13) 建築物、野立広告物等における屋外の照明または電光表示物を設置する場合は、周辺地域の住民等に対して過剰な光や漏れ光などの影響による光害が発生しないよう、照明の配置、方向、強さ、光源の種類および点灯時間に十分配慮するとともに必要な措置を講じること。
- (14) 該当施設周辺は城北小学校および西中学校区であり、搬出入の経路および周辺道路は小中学校の通学路となっている。そのため登下校時間帯の大型車による商品搬出入をできるだけ避けるとともに、通行する場合は児童・生徒に十分注意し、安全運転を心がけること。
- (15) 店舗において、小中学生と思われる者による迷惑行為や万引き等の違法行為が発生した場合には、速やかに警察へ通報するなど、適切な対応を講じること。
- (16) 建築等に関しては、建築基準関係規定を遵守のうえ、建築確認を受けること。
- (17) 建築物以外の工作物の工事費(土木工事の請負契約金額)が500万円以上の場合、または新築工事における延床面積が500㎡以上の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)の届出が必要である。
- (18) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(省エネ法)(平成27年法律第53号)の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ基準に適合する必要がある。
- (19) 特定施設(病院・診療所等、および物品販売業を営む店舗で用途面積が200㎡を超えるもの)に該当する場合、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)の規定に基づく届出が必要である。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和8年2月27日から令和8年3月27日まで

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 愛知郡愛荘町松尾寺字池ノ内1615番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,605㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 かつて所有者の自作農地であったが、現在は、借受希望者による保全管理がなされている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者に申請農地を貸し付け、水稲、麦および大豆を栽培する。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の借受希望者は、当該地域計画において当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和8年5月1日
- (2) 存続期間 5年2か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 5円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年3月13日(金)
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 愛知郡愛荘町蚊野字穴田2980番1および愛知郡愛荘町蚊野字穴田2981番1
- (2) 地目 田
- (3) 面積 4,177㎡および2,938㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 かつて所有者の自作農地であったが、現在は、借受希望者による保全管理がなされている。

れている。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者に申請農地を貸し付け、水稻、麦および大豆を栽培する。
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の借受希望者は、当該地域計画において当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。
- 5 希望する利用権の始期等
 - (1) 始期 令和8年5月1日
 - (2) 存続期間 5年2か月
 - (3) 借賃に相当する補償金の額 30円
- 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限 令和8年3月13日(金)
 - (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
 - (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨およびその理由
 - カ その他参考となるべき事項

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請に係る農地の所在等
 - (1) 所在および地番 犬上郡豊郷町大字吉田字五郎場547番および犬上郡豊郷町大字吉田字万福寺1802番
 - (2) 地目 田
 - (3) 面積 1,192㎡および3,500㎡
 - (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明
- 2 申請に係る農地の利用の現況 従前から利用権契約により管理されていたが、利用権終了後も継続して管理されている。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者に申請農地を貸し付け、水稻、麦および大豆を栽培する。
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 犬上郡豊郷町大字吉田字五郎場547番の農地については、地域計画区域外農地であるが、豊郷町が農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化に資すると認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画の案を作成することが確実と見込まれたことから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。また、犬上郡豊郷町大字吉田字万福寺1802番の農地は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の借受希望者は、当該地域計画において当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。
- 5 希望する利用権の始期等
 - (1) 始期 令和8年5月1日

- (2) 存続期間 5年2か月
 - (3) 借賃に相当する補償金の額 20円
- 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限 令和8年3月13日(金)
 - (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
 - (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨およびその理由
 - カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請に係る農地の所在等
 - (1) 所在および地番 犬上郡豊郷町大字吉田字石賀2092番
 - (2) 地目 田
 - (3) 面積 2,209㎡
 - (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明
- 2 申請に係る農地の利用の現況 借受希望者が従前の利用権終了後も継続して管理されている。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者に申請農地を貸し付け、水稻、麦および大豆を栽培する。
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の借受希望者は、当該地域計画において当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。
- 5 希望する利用権の始期等
 - (1) 始期 令和8年5月1日
 - (2) 存続期間 5年2か月
 - (3) 借賃に相当する補償金の額 10円
- 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限 令和8年3月13日(金)
 - (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
 - (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨およびその理由
 - カ その他参考となるべき事項

農業振興地域区域変更公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、草津市、栗東市および野洲市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

変更する区域

農業振興地域名	区	域
草津	次	次の図面の赤色で着色した部分
栗東	次	次の図面の赤色で着色した部分
野洲	次	次の図面の赤色で着色した部分

注 赤色は、縮小する地域を表す。

(「次の図面」は、省略し、その図面を滋賀県農政水産部農政課、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、多賀町長 久保 久良から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(修正数値図化)
- 作業の地域 犬上郡多賀町多賀、四手、大岡、敏満寺、猿木、八重練、一円、久徳、木曾、月之木、中川原、土田
- 作業の期間 令和7年12月24日から令和8年3月25日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(現地測量)
- 作業の地域 高島市朽木野尻、朽木宮前坊
- 作業の期間 令和8年2月10日から令和8年5月27日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、地形測量)
- 作業の地域 近江八幡市上野町
- 作業の終了日 令和7年11月21日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 作業の地域 蒲生郡竜王町綾戸
- 作業の終了日 令和8年1月16日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市阿弥陀堂町、川南町、小川町、鉢光寺町、山路町
- 3 作業の終了日 令和8年1月30日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 愛知郡愛荘町豊満、東円堂
- 3 作業の終了日 令和8年2月3日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

野洲市が令和8年2月27日に決定した大津湖南都市計画地区計画(大篠原鷺坪地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

野洲市が令和8年2月27日に決定した大津湖南都市計画地区計画(富波乙地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

野洲市が令和8年2月27日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

栗東市が令和8年2月27日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の

縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

草津市が令和8年2月27日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

一般競争入札の公告

電子地図データベースの使用許諾について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 電子地図データベース使用許諾 一式
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年4月1日(水)から令和10年3月31日(金)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
ア 営業種目 大分類:物品 中分類:電子計算機・周辺機器
イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書
- (2) 提出期限 令和8年3月9日(月)午前9時から同月13日(金)午後3時まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231

- (2) 契約条項を示す期間 令和8年2月27日(金)から同年3月24日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月25日(水)の午前9時から正午まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限 令和8年3月25日(水)正午まで
 - (6) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
 - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
 - ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
 - (7) 開札の日時および場所 令和8年3月25日(水)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
 - (2) 入札金額は、総貸賃借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、代理人が滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報が登録されていなければならない。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (4) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (6) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は2年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することとなる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Electronic map database license, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12:00, March 25, 2026
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月27日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ほほえみケア	長浜市高月町高月114番地1	合同会社ほほえみ	長浜市高月町高月111番地	居宅介護 同行援護	令和8.3.1	2510300953

労働委員会告示

滋賀県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条および労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条の規定に基づき、滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

令和8年2月27日

滋賀県労働委員会会長 吉田和宏

氏名	現職	委嘱年月日
吉田和宏	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成13.4.2
土井裕明	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成21.4.1
奥田香子	滋賀県労働委員会委員 元近畿大学法学部教授	平成23.4.1
中睦	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成31.4.1
川原康司	滋賀県労働委員会委員 特定社会保険労務士	令和7.1.10
白崎直樹	滋賀県労働委員会委員 江若交通労働組合 執行委員長	平成22.11.26
白木宏司	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	令和2.10.9
榎並典朗	滋賀県労働委員会委員 ヤンマー労働組合 中央副執行委員長	令和6.2.9
松本有子	滋賀県労働委員会委員 パナソニックアプライアンスユニオン 直轄支部 支部執行委員長	令和7.1.10
師玉憲治郎	滋賀県労働委員会委員 UAゼンセン滋賀県支部 支部長	令和8.2.13

中 作 佳 正	滋賀県労働委員会委員 株式会社ナカサク 代表取締役社長	令和3.4.1
川 西 民 雄	滋賀県労働委員会委員 一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	令和6.1.12
城 月 祐 子	滋賀県労働委員会委員 一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事	令和6.4.12
西 川 勝 之	滋賀県労働委員会委員 レーク商事株式会社 取締役社長	令和6.4.12
山 内 哲 矢	滋賀県労働委員会委員 東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	令和8.1.9
森 野 実 知 子	滋賀県労働委員会事務局長	令和7.4.1
稲 葉 千 帆	滋賀県労働委員会事務局次長	令和7.4.1

